

2006年5月31日

民主党議員立法

「ダイオキシン類に係る健康被害の救済に関する法律案」

(カネミ油症救済法案) 提出にあたって

1968年、食品衛生史上未曾有の食中毒事件が西日本一帯に発生した。被害届は1都2府5市21県から14,320名を数え、その被害は2世3世に及び、38年後の現在でもなお被害者を苦しめている。以下、救済法案提出にあたり留意した主要点を述べる。

第一に、国の責任による被害の全体像把握の必要性である。現状では公式資料として残るのは昭和43年厚生省「全国食中毒事件録」中の13ページのみで、通常記載されている汚染経路、回収命令、回収品処理、消費者への注意喚起などには全く触れていない。この事件の総括に基づいて、未知の食中毒に対する備えがなされたとは言い難い。

第二に、12,000人を超える未認定食中毒被害者の存在である。1968年10月に事件が公になり、研究班が設置され、その2週間後には原因食品が特定された。原因食品への曝露が確認され、自覚症状を訴えている被害者が13,334人に達していたにもかかわらず、被害者と「認定」されたのは本年1月末で1,892人に過ぎない。各自治体に残る当時の疫学調査等に基づき、国の責任において食中毒被害者の再登録をすべきである。

第三に、こうした疫学調査等に基づいて改めて登録された被害者に対しては、①医療費の自己負担分 ②健康管理手当 ③特別遺族給付金を支給すべきである。特に①については油症手帳を発行し、全国どこの病院でも治療を受けられることが必要である。

第四に、ダイオキシン類による健康被害の全容がまだ把握されていない事である。特に、被害が黒い赤ちゃんなどに見られる2世3世問題にまで広がっていることに留意した。この法案においても、疫学調査等に基づいた認定を行う以上、2世3世は認定されない。一刻も早い科学的な診断基準と治療法の確立に向け、専門医療・調査機関を設けるゆえんである。

最後に、未知の疾病に対する社会的な無理解により、多くの被害者がゆえなき差別や偏見に苦しんできた。このような事件を二度と起こさない事は政治の責任であると重く受け止め、本法案の提出に至ったものである。

以上